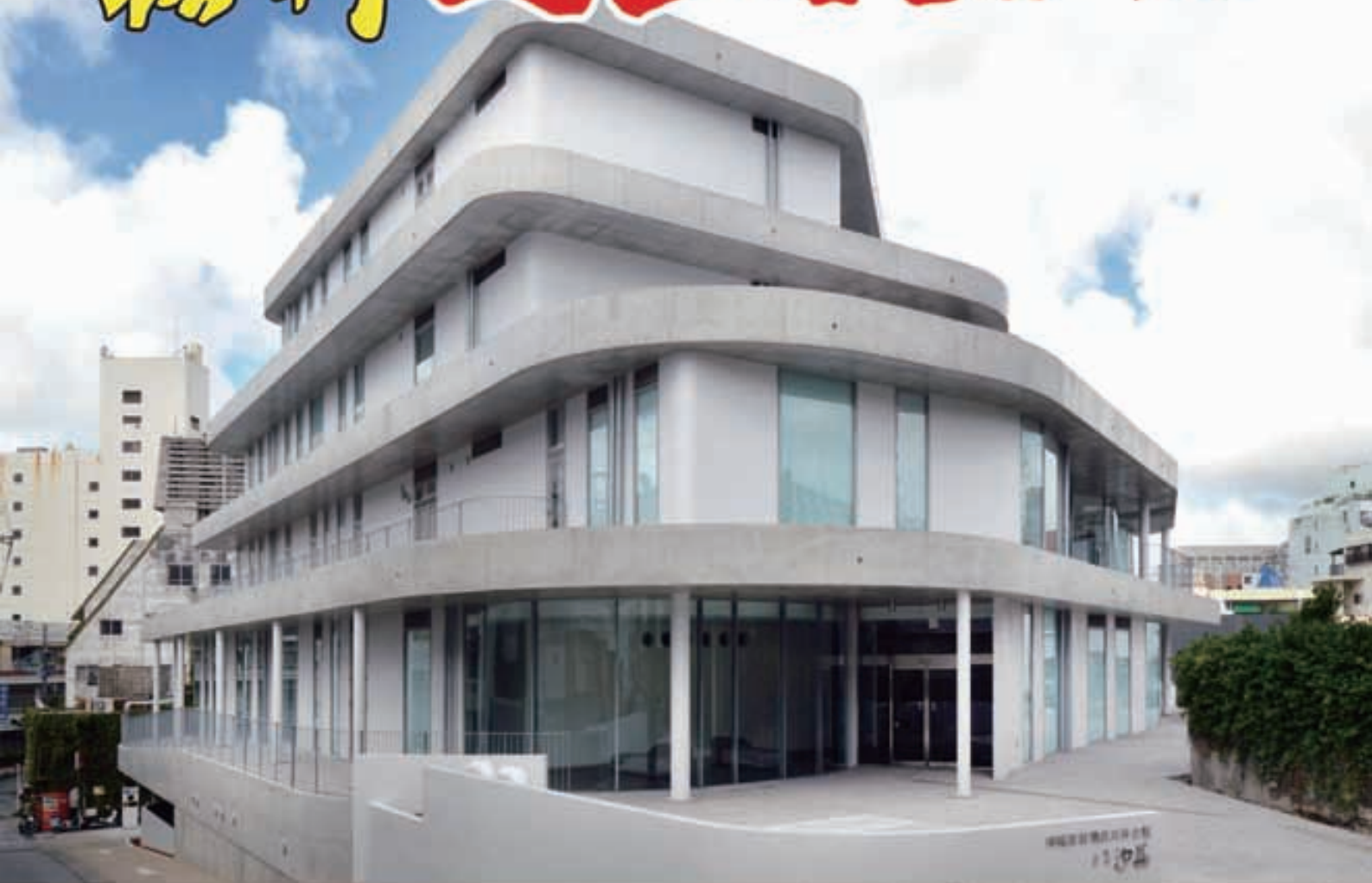


第81号  
平成27年9月

福利

# おたより



沖縄県教職員共済会館 八汐荘 (平成27年8月竣工)

## Contents

- 2 **被用者年金制度の一元化がスタート!!**  
制度改正のポイントをQ&Aで解説します **注目**  
～年金・掛金・短期給付金について～
- 6 **短期給付Q&A**  
「育児休業手当金の延長」について
- 7 **育児支援セミナー【平成26年度より新規開講!】**  
昨年度に開催されたセミナーの様子をお届けします
- 7 **健康管理事業担当者からのお知らせ**  
ドック受診希望の組合員の皆さまへ  
婦人科検診受診券が届いている皆さまへ
- 8 **研修旅行参加者の声**  
平成26年度 メンタルヘルスツーリズム(台湾)
- 9 **「データヘルス計画」の実施が始まりました**  
～肥満度、全国平均上回る～
- 9 **メタボ予防のための保健事業**
- 10 **支部運営審議会(平成26年度決算)について**
- 12 **健康づくりは食生活のちょっとした工夫から**  
「食塩」「脂肪分」「糖分」摂り過ぎると…
- 12 **メンタルヘルス相談**

# 被用者年金制度の一元化が スタートします

**Q1** 「被用者年金制度の一元化」ってなに？

**A1** 平成27年10月1日より共済年金制度が厚生年金制度に統一されます。

**Q2** 一元化後の退職共済年金はどうなるの？

**A2** 一元化前(平成27年9月まで)に年金の受給権が発生する場合は、「退職共済年金」。一元化以後に受給権が発生する場合、「老齢厚生年金」に変わります。

**Q3** 「退職等年金給付（年金払い退職給付）」ってなに？

**A3** 公務員独自の制度である職域部分が廃止され、新3階部分として「年金払い退職給付」が創設されます。

- 半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳から繰上げ可能））。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能）
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。

【一元化後のイメージ】



平成27年9月までに  
受給権が発生

3階	職域部分
2階	共済年金
1階	国民年金 (基礎年金)

平成27年10月以降に  
受給権が発生

職域部分 (経過措置) 平成27年9月までの 組合員期間	年金払い退職給付 平成27年10月以降の 組合員期間
厚生年金	
国民年金 (基礎年金)	



## Q4 遺族共済(厚生)年金を請求するには年齢制限があるって本当？

### A4 遺族の年齢制限が変更になります。

組合員であった者が死亡当時、その者によって生計が維持されていた遺族に支給されます。

#### 遺族の範囲 ①配偶者と子 ②父母 ③孫 ④祖父母

遺族	現行	一元化後
妻の場合	年齢制限なし	変更なし
夫・父母・祖父母の場合	年齢制限なし (60歳まで支給停止)	死亡当時に遺族が55歳以上 (60歳まで支給停止)

## Q5 障害共済(厚生)年金は在職中でももらえるって本当？

### A5 在職中でも障害給付を受給できるようになります。

平成27年10月から、厚生年金に合わせて障害共済(厚生)年金は在職中であっても支給されることとなります(ただし、経過的職域加算部分(3階部分)については全額停止)。

## Q6 では、傷病手当金受給中の場合はどうなるの？

### A6 傷病手当金額が調整されます。

傷病手当金受給者の方が、同一の傷病について障害共済(厚生)年金等の支給を受けることができる場合、**傷病手当金と障害共済(厚生)年金等とで調整が必須**となります。

【例】 傷病手当金給付日額：15,000円 障害共済(厚生)年金額：80万円



下記の点にご注意ください。



タンキちゃん

- ・傷病手当金で調整します。
- ・障害共済(厚生)年金等よりも傷病手当金が先行して支給されることが多いです。
- ・障害共済(厚生)年金等は、請求してから決定までに一定の時間がかかることや、事後重症等の理由により、遅って決定されることが多いです。その場合、**既支給の傷病手当金から過払い額を返してもらう必要があります。**

## Q7 掛金はどうなるの？

### A7 標準報酬月額で算定された額に変わります。

給与から控除される掛金（保険料）や傷病手当金等の短期給付・年金の算定基礎が「標準報酬制」になります。

#### ●標準報酬月額の決定方法等

基本給と諸手当の合計額（以下「報酬」という。）が基になります。

原則、毎年1回、4月から6月に支給された報酬の平均額（以下「報酬月額」という。）を標準報酬等級表に当てはめ「標準報酬月額」を決定し、その年の9月から翌年の8月まで適用します。

※諸手当… 扶養手当、住居手当、当月分の通勤手当、前月実績に基づく時間外勤務手当など

※育児休業中の場合等の標準報酬月額は、休業前の報酬等を基に決定します。

4月の報酬		5月の報酬		6月の報酬	
諸手当		諸手当		諸手当	
基本給		基本給		基本給	
報酬月額		標準報酬月額			
⋮		⋮		⋮	
395,000円以上425,000円未満		第23級	410,000円		
425,000円以上455,000円未満		第24級	440,000円		
⋮		⋮		⋮	

$\div 3 =$  **報酬月額**  
 ※円未満切り捨て  
 標準報酬等級表に当てはめる

掛金（保険料）の算定方法… 標準報酬月額 × 掛金（保険料）率（円未満切り捨て）

制度開始時の平成27年10月は、原則、平成27年6月の報酬を基に標準報酬月額を決定し、同月から平成28年8月まで適用します。

期末手当等における掛金（保険料）の算定方法等は、これまでと変更ありません。

#### ●平成27年9月と10月の掛金（保険料）をくらべてみよう！

※沖縄支部のホームページには、その計算ができるエクセルファイルを掲載しています。

「トピックス > 組合員の方・年金を受給している方 共通 > 平成27年10月の標準報酬制の導入により掛金額がどのようになるか計算してみましょう」に掲載。

9月の掛金は、給与明細をご覧ください。

※掛金の算定方法… 給料月額（基本給＋給料の調整額＋教職調整額）× 掛金率（円未満切り捨て）

①給料月額		円	
②短期掛金（①×52.4/1000）		円	※福祉掛金の率を合算する場合 ※40歳に達した月から徴収 ※長期掛金の給料月額は 一般職 49.6万円、特別職 62万円上限
③介護掛金（①×6.12/1000）		円	
④長期掛金（①×107.9875/1000）		円	
⑤合計（②＋③＋④）		円	

10月から適用する標準報酬月額を計算します。6月の給与明細を基に、基本給等を記入ください。

※標準報酬等級表は、「共済フォーラム6月号」または前述のエクセルファイルをご覧ください。

⑥基本給					円
⑦諸手当					円
⑧報酬(⑥+⑦、報酬月額とする。)					円
⑨標準報酬月額					円

10月の掛金(保険料)を計算ください。

⑩短期掛金(⑨×44.51/1000)					円	※福祉掛金の率を合算する場合
⑪介護掛金(⑨×5.21/1000)					円	※40歳に達した月から徴収
⑫厚生年金保険料(⑨×86.39/1000)					円	※給料月額は62万円上限
⑬退職等年金掛金(⑨×7.5/1000)					円	※給料月額は62万円上限
⑭合計(⑩+⑪+⑫+⑬)					円	

※退職等年金の掛金率は未定のため、上限で計算。

※掛金率改定等の詳細は、「共済フォーラム9月号」をご覧ください。

## Q8 短期給付にも変更点はあるの？

### A8 休業給付等の計算方法が変わります。

現在、短期給付における休業給付(傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金)及び、災害給付(弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金)については、給料日額又は給料月額を用いて給付額を算出しています。

平成27年10月から、「手当率制」から「標準報酬制」へ移行することに伴い、休業給付及び災害給付については、標準報酬日額又は標準報酬月額を用いて給付額を算出するように変更されます。

休業給付	現行	平成27年10月以降
傷病手当金	1日につき 給料日額 × 2/3 × 1.25	1日につき 標準報酬日額 × 2/3
出産手当金	1日につき 給料日額 × 2/3 × 1.25	1日につき 標準報酬日額 × 2/3
休業手当金	1日につき 給料日額 × 60/100	1日につき 標準報酬日額 × 50/100
育児休業手当金	1日につき 給料日額 × (67/100 又は 50/100) × 1.25	1日につき 標準報酬日額 × (67/100 又は 50/100)
介護休業手当金	1日につき 給料日額 × 40/100 × 1.25	1日につき 標準報酬日額 × 40/100

災害給付	現行	平成27年10月以降
弔慰金・家族弔慰金	弔慰金：給料月額 × 1.25 家族弔慰金：給料月額 × 1.25 × 70/100	弔慰金：標準報酬月額 家族弔慰金：標準報酬月額 × 70/100
災害見舞金	給料月額 × 損害の程度に応じて定められた月数 × 1.25	標準報酬月額 × 損害の程度に応じて定められた月数

給料日額 …………… 給料月額の 1/22 の額

標準報酬日額 …… 標準報酬月額の 1/22 の額

## 短期給付 Q&A

現在育児休業手当金を受給中です。もうすぐ子どもが1歳の誕生日を迎えますが、保育所の入園が困難な状況です。育児休業手当金の支給期間を延長できるのでしょうか？

Q



A

育児休業期間中で下記に該当するときは、最長1歳6か月に達する日までの期間について支給期間を延長できます。育児休業手当金（変更）請求書と該当する事由の添付書類が必要になります。

育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望（入所希望）し、申し込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。

### 【添付書類】

・市町村が発行した保育所の入所不承諾通知書など当面保育所において保育が行われない事実を証明できる書類

（注1）ここでいう保育所は児童福祉法39条に規定する保育所をいい、無認可保育施設は含まない。ただし、認定こども園における保育又は家庭的保育事業等による保育は含まれる。

（注2）「保育が行われない事実を証明できる書類」は、育児休業に係る子が**1歳の誕生日以前に入所申込み**【入所希望日は、**1歳の誕生日以前**（誕生日含む）であること】してること。

### 例1



※1歳の時点で入所待機状態ではないため、手当金支給期間延長に該当しない。

### 例2



※1歳以前に入所希望の手続き（入所申込み）を行い、誕生日以降の入所が不可であり、1歳到達時点において待機状態であるため、手当金の期間延長に該当する。  
この例2の場合、H27.4.5～H27.7.31までの期間において手当金が支給される。

# 平成26年度より開催された“育児支援セミナー”の様子をお届けします！

開講日	会場	対象者	応募者数	受講者数
H26.10.24(金)	EM ホテルコスタピスタ沖縄	育児休業中組合員	95人	71人

## カリキュラム

【栄養講座編】 講師：翁長真由美（管理栄養士）  
「時短レシピで応援します！子育て家族のたのしい食卓」

【育児講座編】 講師：和久田ミカ  
「子育ては「聴く」が9割でうまくいく  
3歳までの子どもの心の土台作り」



育児支援セミナーの様子



当日は託児コーナーも設置

感想

- もう少し気持ちを楽に子育てをしたいと思いました。
- 言葉掛けや聞き方を工夫し、子どもの言っていることを沢山聞こうと思います。
- 子どもの対応でこれでいいのか日々悩んでいたが、子育てに一つの答えはなく、子どもに合わせていろいろな対応があることを教えてもらい、楽しみながら子育てをしたいと思いました。

今年度も育児休業中の組合員を対象とした「育児支援セミナー」を実施します。  
\*詳細は9月初旬ごろ各所属に通知します。

## ～健康管理事業担当者からのお知らせ～

ドック受診を希望した組合員（平成27年4月1日時点33歳以上）の皆様へ

ドックの受診期間は平成27年12月31日までとなっております。期間内での受診をお願いいたします。  
※今年度からドック受診を希望した組合員には、所属を通して「受診券」を配布しております。

<見本>



【対象所属】  
教育庁本庁及び出先機関  
県立学校・県立看護大学  
県立芸術大学  
国頭村教育委員会管内学校  
東村教育委員会管内学校  
伊是名村教育委員会管内学校  
久米島町教育委員会管内学校



【対象所属】  
右記以外の  
市町村教育委員会管内学校

ドック受診の際、医療機関に受診券の提出がないと補助を受けることができませんので、受診券が配布されているか確認し、紛失しないように受診日まで大切に保管してください。  
紛失等により再発行を希望する場合は、「1日人間ドック・脳ドック再発行（取消）届書」を受診日の2週間前までに当支部まで提出してください。

## 婦人科健診受診券が届いている皆さまへ

婦人科健診受診券の有効期限が平成27年12月31日となっております。是非ご利用ください！  
※ご家族の方に受診券が届いている方は、ご家族の方への有効期限の周知にご協力よろしくをお願いします。

## メンタルヘルスツーリズムに参加して

砂川中学校 亀濱 祥子

沖縄に住む私たちには最も近い異国である台湾。何度か他の国を訪れたことはあったが、なぜかこの一番近い異国には縁がありませんでした。今回、「メンタルヘルスツーリズム台湾周遊4日間」の募集要項を目にしたときに、「メンタルヘルス」という言葉に少し違和感を覚えました。費用が格安、時期も良い、そして未だ訪れたことのない台湾ということに心惹かれ、応募を決めました。結果的に、運良く第1団として参加し、台湾の文化・食に触れ、仲間と交流を深め、たくさんの思い出を持ち帰ることができ、貴重な経験となりました。

今回のこのツアーは高雄・台南・台中・台北と台湾を南から北まで満喫できるコースでした。臨床心理士の先生も一緒でしたが、悩みを相談…という感じではなく、同行者として一緒に旅を楽しむ感覚です。台北に着いて早々、高速鉄道にて高雄へ。蓮池潭にある龍虎塔の中を見学し、ライトアップされた幻想的な湖面を楽しみました。夜はホテルから少し離れた夜市を散策。多くの人で賑わっており、珍しい食べ物やかわいい雑貨についつい目移りし、ついつい長居してしまいました。

翌日は台南へ。バスの車窓から雄大な日月潭の景色を眺め、文武廟を見学。あいにくの雨でしたが、それもまた味わい深く感じました。そして、台中観光後の夕食。この日は一人の団員の誕生日ということで、みんなでお祝いをしました。2日目ともなると、参加者同士打ち解けてきていて、まるでもともと知り合いだったかのように楽しく和気藹々とした時間を過ごせました。

台北に戻ると、一番楽しみにしていた九ふん観光が待っていました。天気は雨。それでも、あの場所へ行ける!と胸が高まります。着くと、多くの観光客でごったがえしており、人気の高さを伺い知ることが出来ました。細い長い路地を、ガイドさんの案内に頼りひたすら歩き続け…、やっと某アニメに登場する光景を目の当たりにできました。雨に濡れながらも、別世界に迷い込んだようで、本当に「非日常」という言葉がぴったりでした。最終日には故宮博物館で歴史や文化を堪能し、有名店「鼎泰豊」で小籠包を味わい、ガイドさんとの別れを惜しみながら空港へ。臨床心理士の国生先生、添乗員の志良堂さん、また、一緒に旅を楽しんでくれた仲間たちのおかげで、「満喫」という言葉がぴったりな旅になりました。「メンタルヘルス」というと「ちょっと病んでいる人たちが集まるのかな?」というイメージがつきそうですが、皆さん明るく、話しやすい方ばかりでした。夕食後も、部屋に集まっておしゃべりを楽しんだり、国生先生の部屋でタロット占いを楽しんだり…と観光以外での交流が予想外に盛り上がりました。「メンタルヘルス」の名目でこんなに楽しんでいいのか?とも思いましたが、楽しく旅行してリフレッシュすることで、精神的な病気を予防することが目的だということです。私は単独で申し込みましたが、今回のツアーで県内の教職員とのつながりもでき、リフレッシュの目的も果たせた大満足の4日間でした。



九ふんの路地

平成 27 年度のメンタルヘルスツーリズム参加者を募集します。

※旅程や申込方法等、詳細は9月中旬に各所属所へパンフレットを送付します。



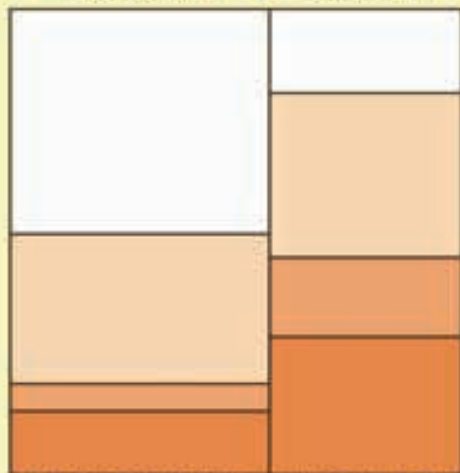
# 「データヘルス計画」の実施が始まりました

## データヘルス計画とは？

公立学校共済組合のレセプトデータと特定健診データを集計・分析し、保健事業に活用する為の事業計画です。

データヘルス計画（特定健診結果の分析）より 「健康分布<sup>®</sup>」の見方

← 非肥満の割合 → ← 肥満の割合 →



**無リスク者**：血糖・脂質・血圧の数値が正常で、生活習慣病のリスクが無いきわめて低い。

**低リスク者**：血糖・脂質・血圧のいずれか1つに異常が見られる。メタボ予備群。

**高リスク者**：医療機関の受診が必要だが、未服薬。

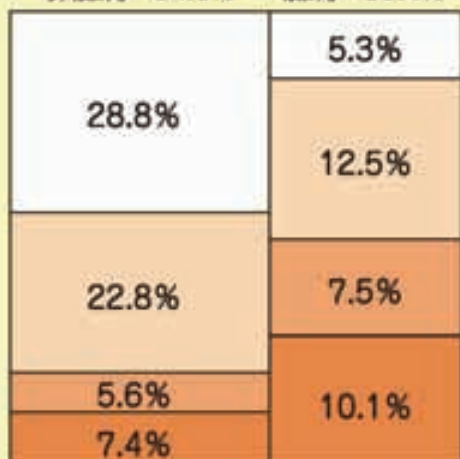
**超高リスク者**：服薬者。



「健康分布<sup>®</sup>」は花王株式会社の登録商標です。

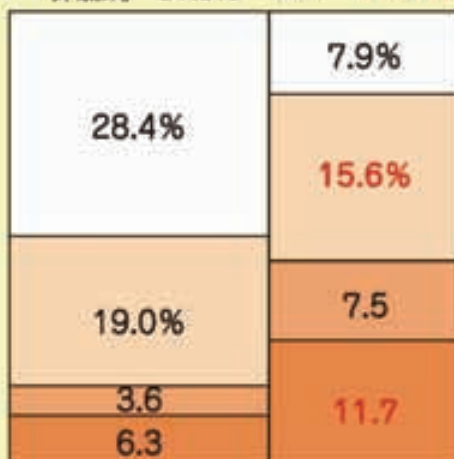
### 公立学校共済組合全体

非肥満 64.6% 肥満 35.4%



### 沖縄支部

非肥満 57.3% 肥満 42.7%



沖縄支部の特定健診結果（40～74歳までの健診結果）を全国平均と比較すると、**肥満の方の割合が7.3%高くなっています。**肥満の方はメタボ予備群の割合が高く、生活習慣病の重症化に繋がる傾向にあります。

## 公立学校共済組合沖縄支部 メタボ予防の為の保健事業

運動不足の解消に！

### スポーツ施設利用補助

**対象者** 組合員本人

**実施機関** スポーツパレス シスタス  
(那覇店、浦添店、美里店)

**利用方法** 組合員証（保険証）提示で  
月5回まで540円で上記の施設を利用  
することができます。



メタボ予防・生活習慣の改善に！

### 特定保健指導

**対象者** 特定健診（ドック・定期健診等）の結果、生活習慣の改善により、リスクの軽減が図れると判別された者。

**利用方法** ベネフィットワンヘルスケアによる訪問型保健指導。利用券を利用した指定医療機関での保健指導。人間ドック当日の保健指導（一部医療機関のみ実施）。



# 公立学校共済組合沖縄支部と 支部運営審議会について

公立学校共済組合は、全国の公立学校の教職員等を組合員として組織され、東京都千代田区にある本部と、47の支部（都道府県教育委員会に設置）で構成されています。

支部には、諮問機関として「支部運営審議会」が設置され、毎年度の事業計画並びに予算、決算、その他支部の所管事務に関する重要事項などを審議しています。

平成27年6月10日（水）に開催された運営審議会では次のことを審議し、承認されました。

## ○審議事項 平成26年度公立学校共済組合沖縄支部事業報告及び決算について

### 平成26年度決算概要について

#### 組合員数

（平成27年3月31日現在）

区分	平成26年度
組合員数	14,636人
被扶養者数	15,834人

※組合員数のうち任意継続組合員は323人です。

#### 短期経理

組合員と被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、その他災害時に関し給付を行っています。

給付の内容には、法律で定められている法定給付（医療費、出産費、埋葬料等）と、共済組合が独自に行う附加給付（家族療養費附加金等で法定給付を補完するもの）及び一部負担金払戻金等があります。

収入は88億1千203万6千664円で、前年度に対して3億247万6千39円の増でした。（短期給付金の支出以外の掛金・負担金、介護掛金・負担金についてはすべて本部へ送金し、老人保健拠出金、退職者医療制度、介護保険、福祉事業の財源等に充当されています。）（図1）

支出（給付状況）は52億7千548万2千505円で、前年度に対して2億7千660万1千208円の増でした。（図2）

図1 収入状況

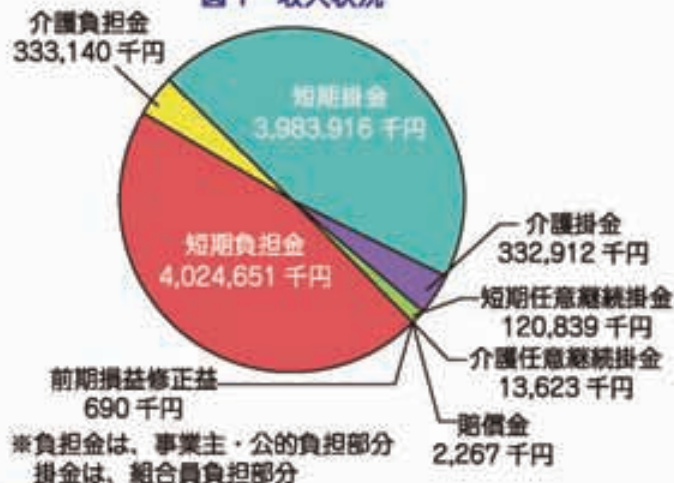
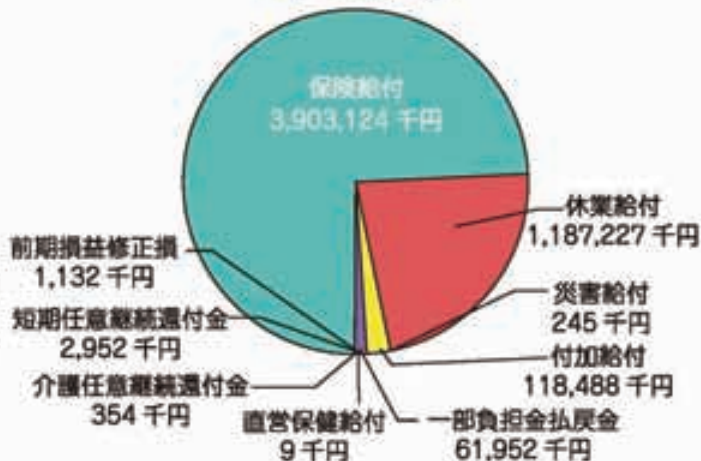


図2 支出状況



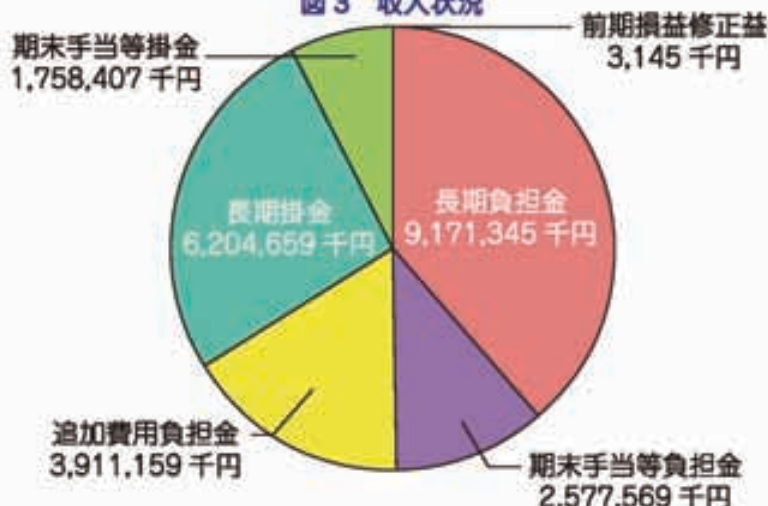
## 長期給付

組合員の退職または死亡等の事由による年金業務を行っております。

収入は236億2千628万4千844円で、前年度に対して3億9千161万4千602円の増でした。(図3)

平成26年度の退職者数は469人で、前年度に対し12人の増でした。

図3 収入状況



## 保健事業

組合員とその家族の健康保持増進、元気回復等を図る目的で、各種の保健事業を行っています。保健事業の支出額は2億5千94万686円でした。

(単位:円、人)

事業内容		平成26年度 決算額			
		金額	割合	人員	
特定健診事業	特定健診(任意継続組合員・被扶養者)	9,248,217	4.9%	1,291	
	特定保健指導(集合契約等)	4,724,092	2.5%	-	
	特定保健指導(民間委託契約)	9,581,382	5.1%	-	
	特定健康診査(人間ドック・脳ドック)	163,759,383	87.0%	8,165	
	その他(実施に係る諸費用)	908,430	0.5%	-	
	特定健診等事業費 計	188,221,504	100.0%	-	
健康管理事業	健診事業 1日人間ドック	42,049,140	75.5%	2,100	
	器官別検診	婦人科検診	4,437,875	8.0%	1,354
		脳ドック	1,516,556	2.7%	86
		器官別検診 小計	5,954,431	10.7%	1,440
	心の健康づくり(相談・講演等)	7,091,376	12.7%	978	
	その他(健診事業に係る事務費)	579,636	1.0%	-	
健康管理事業費 計	55,674,583	100.0%	-		
一般事業	へき地組合員関係 診療交通費補助	2,538,545	100.0%	357	
	へき地組合員関係 小計	2,538,545	100.0%	-	
	研修・見学旅行関係	介護講座	1,083,720	26.1%	95
		生涯生活設計セミナー	1,877,035	45.3%	528
		育児支援セミナー	607,994	14.7%	63
		研修旅行	575,610	13.9%	29
	研修・見学旅行関係 小計	4,144,359	100.0%	715	
	その他 研修等交通費補助 研修ポスター	361,695	5.1%	-	
一般事業費 計	7,044,599	100.0%	-		
合計	250,940,686	-	-		

## 貸付事業

組合員が臨時に資金を必要とする場合に、貸し付けを行う事業です。

(単位:円)

	平成26年度			
	貸付状況		貸付累計残	
	件数	金額	件数	金額
一般貸付	67	92,000,000	572	420,950,134
住宅貸付(介護住宅含む)	5	30,600,000	1,398	5,232,466,933
住宅災害貸付	0	0	1	3,642,474
教育貸付	11	29,900,000	138	202,447,392
災害貸付	0	0	1	344,739
医療貸付	3	2,800,000	23	12,884,161
結婚貸付	2	4,000,000	21	16,384,497
葬祭貸付	0	0	4	2,649,135
高額医療貸付	0	0	0	0
出産貸付	0	0	0	0
合計	88	159,300,000	2,158	5,891,769,465



# 「食塩」「脂肪分」「糖分

それぞれ摂り過ぎると…

### 食塩

- ・血管がかたくなる
- ・血圧が高くなる

### 脂肪分

- ・肥満の原因
- ・血液ドロドロ

### 糖分

- ・むし歯や肥満の原因
- ・つかれやすくなる
- ・集中力がなくなる

### 生活習慣病

- 肥満 脂糖
- 高血圧 塩
- 脂質異常症 脂
- 糖尿病 脂糖
- 動脈硬化 塩脂糖
  - ・脳卒中
  - ・心筋梗塞
  - ・腎不全
- むし歯 糖
- 歯周病 糖

※沖縄県、沖縄県医師会  
「うちなほへのくすいむんくわっち〜さびら」より抜粋

## 面談によるメンタルヘルス相談

☎ **0120-783-269** サービスの対象者：  
組合員とそのご家族

臨床心理士・心理カウンセラーが面談カウンセリングをいたします。

●日本全国に相談窓口があります。●カウンセリング（面談相談）1回の相談時間は約50分、5回まで無料です。

面談予約受付時間 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～16:00  
〔日曜・祝日・12月31日～1月3日を除く〕

## 教職員健康相談 24

☎ **0120-24-8349** サービスの対象者：  
組合員・配偶者および組合員の被扶養者

心と体のさまざまなご相談に、24時間体制でお応えします。また、9:00～22:00には  
心理カウンセラーによる電話でのメンタルヘルスカウンセリングをご利用いただけます。

●健康相談 ●医療相談 ●介護相談 ●育児相談 ●メンタルヘルスの相談 ●医療機関情報等のご提供  
●専門外来や人間ドック施設などのご案内 ●夜間・休日の医療機関のご案内 ●介護などシルバー情報のご提供 など  
※内容に関するご質問など、ご相談の内容によってはご利用できない場合があります。

## セカンドオピニオン相談

☎ **0120-214-249** サービスの対象者：  
組合員・配偶者および組合員の被扶養者

さまざまな疾病（※）でお悩みの方に、電話・面談によるセカンドオピニオンサービスを提供いたします。  
また、ご相談内容に応じて、各専門分野を代表する専門医を紹介いたします。

（※）入院・転院を目的としたサービスではございません。また、疾病や内容により、サービスをご利用いただけない場合がございます。その他、ご利用に際しては事前に  
診療関連資料（診療情報提供書（紹介状）、各種検査データ、カルテの写しなど）をご準備いただくなど条件がございます。まずはお気軽にお問合せください。

受付時間 9:00～18:00 〔日曜・祝日・12月31日～1月3日を除く〕

セカンドオピニオンとは・・・「第2の意見」と訳され、よりよい医療や治療方法を選択するために、  
主治医から示されている病名や診断内容・治療方法などについて主治医以外の医師に意見を求めることです。

プライバシーは厳守される システムになって  
おりますので、安心してご利用ください。



携帯電話・PHSからも  
ご利用できます。  
（通話料無料）

**公立学校共済組合**  
（委託先：ティーベック）

M1494-0226A0028-3-0